

「（仮称）美幌町自治基本条例」素案に関する中間報告会の実施について（案）

1 目的

現在、制定に向けて検討を進めている「（仮称）美幌町自治基本条例」について、検討状況の周知、理解を深めていただくとともに、素案に対する意見等をいただき、より良い条例素案とするため、町民、議員、職員を対象に、中間報告会を開催する。

2 開催時期

8月下旬～9月上旬を予定

3 町民対象の中間報告会開催場所、日時等について

- ・説明会使用会場の配置状況等から、町内を3地区に分け、実施することとする。
- ・開催会場、地区割り（案）

開催日時	開催会場	対象となる主な自治会
月 日 18:30～20:00	コミュニケーションセンター	日甜、美里、鳥里、新町1～3、仲町1西、仲町1東、仲町2、旭東、栄町東、栄町西、東町、寿、美芳、陽光、新興、美禽、高野、田中、瑞治、報徳南、報徳北
月 日 18:30～20:00	マナビティーセンター	日の出、東栄、自衛隊官舎、旭団地、美幸、稲美、美園、幸、青山南、桜沢、豊幌、豊幌旭、登栄、日並、古梅、豊富、福住、都橋、駒生
月 日 13:30～15:00 18:30～20:00	しゃきとプラザ or 町民会館	元町北、元町、北1～4、三橋、青山北、南1、2、南3西、南町東、野崎団地、緑が丘、美富北、野崎、美富西、上町、美富南、美富中央、美和北、美和南、昭野、栄森、豊岡

※地区割りはあくまで目安であり、住所地の自治会に関係なく、いずれの開催会場にも出席することが可能

4 議会及び職員への中間報告会について

（1）議会（1回実施）

月 日 : ~ :

（2）職員（1回or2回実施）

月 日 : ~ :

月 日 : ~ :

5 会議次第（案）

（1）開会

（2）挨拶（委員長（町長））…10分（(1)(2)あわせて）

（3）中間報告 …50分

（4）質疑応答 …30分

（5）閉会

※全体で1時間30分程度が適当ではないか。

6 想定される業務及び担当者

業務内容	担当者
受付、会場設営	企画部会、その他の委員
司会進行	起草部会
挨拶	土谷委員長
たたき台説明	菅野副委員長
質疑応答	起草部会

7 町民対象の中間報告会の開催周知方法

- ・ホームページ
- ・報道機関への記事掲載
- ・自治会の回覧板の活用
- ・チラシの各世帯への配付